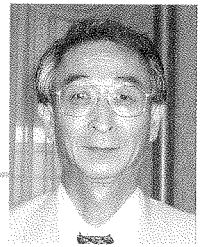


関与先の会計参与に就任して

阪神支部 河野 勉



はじめに、平成17年9月から平成18年9月まで1年間にわたって、全国会の法令等対策小委員会（巡回監査、書面添付委員会）のメンバーとして、「会計参与マニュアル」、「中小企業会計指針のチェックリスト」の作成にかかわってきました。

メンバーの一人が早々と会社法施行と同時に、平成18年5月末に会計参与第1号に就任されました。

以来、平成19年5月末で1年を経て、「中小企業の会社法の活用広がる会計参与の導入1,000社に」！（合同会社5,000社）という記事が日本経済新聞（19.6.21）に掲載された。記事では会計参与導入のねらいは、

端的に決算書の虚偽記載や改ざんを防ぐ役割を担うとあります。（ちなみに、全国会では会計参与1万社を目標にしています。）

近畿兵庫会では平成18年4月の「会社法」を皮切りに平成18年8月に「中小企業会計指針」、平成18年10月に「企業会計基準」のセミナーの講師を務めさせていただきました。

そのたびに、会計参与制度と中小企業会計指針について勉強しました。

平成19年度の中央研修所の年度重要テーマが「中小企業会計指針」となりました。

この度、19年3月決算法人の6月に開催された株主総会でA社の会計参与に就任しました。

A社は、昭和57年以来25年間お世話になっている企業です。

つきましては、会計参与の就任の経過等について、簡単に、ご紹介させていただきます。

A社の経営者は、「数字にもとづく経営」を常日頃から心がけられており、この25年間1度の赤字もなく現在、無借金経営で、自己資本比率も68%と盤石の財務

構造を誇ります。税金に対する考えも、小生の常日頃から言っているコストであると考えられております。（儲ければ税金は当然払うという意識。現に会計上は、費用です。）

自己資本比率と納税意識は、トレードオフの関係にあります。

昨年の会社法施行時、私は、A社の監査役をしておりました。そこで今回の会社法の会計参与制度の主旨を説明し、理解を求めたところスナナリこの機会に会計参与に就任したというのがザックリした経過です。

会計参与就任までの手続を、全国会で作成した会計参与マニュアルにそって、定款変更、株主総会決議、登記という一連の手続を会社に説明し、平成19年6月14日に就任しました。

報酬については、年額120万とし会計参与契約書を作成しました。注意すべき事項としては、

1. 経営者側は、決算書の利益額と申告書の納税額に対する理解がある人と考えます。

2. 税理士側は、会計参与の職務は、税理士自らが高い会計の専門知識と精神的な独立性をもって行い、決して事務所スタッフの巡回監査の延長線にあると考えるべきでない。

3. 決算書については、「正しい利益」、申告書については、「適正な税額」が相まって、私達税理士の社会的使命が果たせるのではないかと考えます。どちらを優先させるのかというのではなく、会計知識の正しい適用が利益を確保し、税法の正しい適用が税額を確定するのです。

皆様も金額の多少にかかわらず、決算書作成業務（税理士法第2条②）申告書作成業務（税理士法第2条①）の2本立てで、TKCのいう、巡回監査と書面添付の2本立てと同様に日々の業務に励みましょう。

